

知事定例記者会見（定稿）

日 時 令和5年7月11日（火） 14：00～15：20
場 所 別館2階 記者会見室

（知事）

今日のお花はですね、ガーベラとルリタマアザミであります。さて発表項目は3点ございます。まず最初の発表でございますけれども、6月29日に、焼津の佃煮協同組合の表敬訪問を受けました。この佃煮は、江戸の佃島の漁民たちがたくさん採れた小魚を煮込んで保存食にしたものが始まりであると言われております。その佃島の守り神である住吉神社が、正保2年、1646年6月29日に建立されました。その29日の29というのは、「つく」というふうに音読みできますので、それで、この佃煮の日というのを6月29日に定めたと。そしてそれは日本記念日協会によって認定されているのであります。さて日本一多彩な農林水産物を誇る静岡県は、豊かな海の幸に恵まれた水産王国であります。様々な水産加工品が作られています。その歴史をさかのぼりますと、なんと、古くは奈良時代に、現在の鰹節のルーツと考えられる、煮堅魚（にかたうお）、煮た堅い魚と。煮堅魚が、駿河の国から税として納められたという記録がございます。現在では、焼津や沼津における鰹節、あるいはサバの節製品、沼津の干物、駿河湾から遠州灘にかけてのしらす干し、焼津を中心とした練り製品、清水や焼津の水産缶詰など、県内各地で多種多彩な水産加工品が生産されております。よい機会でございますので、今日はですね、お持ちいただきました、焼津を中心とした県内の水産加工品を御紹介いたします。各種の水産加工品をざるに盛り付けておりまして、佃煮だけじゃないですね。これが佃煮ですね、マグロとかですね。というわけで、本当に多種多様で、こういう大きなマグロとかですね、カツオのこういう佃煮っていうのは、やはり本県ならではのものだということでございます。ありがとうございました。重たいですか。

（職員）

重たいです。

（知事）

重たい。よろしいでしょう。はい、どうぞ。今年はですね、静岡県水産加工業協同組合連合会が3年に1回開催している、静岡県水産加工品総合品評会の開催年に当たっております。11月に審査会と展示会が焼津市内で予定されております。本県からは、知事賞を授与することとしております。多くの水産加工業者が

切磋琢磨し、本県産の水産加工品の品質と魅力をさらに高めていただけるものと期待しているところであります。本県の令和3年の水産加工品生産量は、北海道、千葉県に続きまして、全国第3位であります。中でも、アジの干物、カツオなまり節、マグロ類の缶詰、カツオの缶詰の生産量は全国1位であります。水産缶詰につきましては、昭和4年に当時の本県水産試験場が日本で初めてマグロの缶詰の製造に成功し、後に、県内に多くの缶詰会社が設立されるきっかけとなりました。令和3年のマグロ缶詰生産量の全国シェアは97%、カツオの缶詰では100%が本県産であります。少し横道に逸れた感じではありますが、この佃煮、なにか東京が中心だという気持ちも、そういう思い込みがあるかもしれませんが、静岡県に佃煮の文化が古くからあるということ、ぜひ御理解くださいということでございます。

2つ目でございますが、富士山長歌、その作曲コンクールの作品募集を開始いたします。このたび、お手元にチラシを配りました、東アジア文化都市2023静岡県のコアプログラムとして、富士山をたたえる長歌の作曲コンクールを実施いたします。東アジア文化都市2023静岡県では、世界文化遺産10周年を迎える霊峰富士山を本県文化の魅力の中心として発信しております。富士山の古から引き継がれた、顕著な普遍的価値を守り伝えることは、10周年記念式典でも宣言したところでございます。万葉集に山部赤人と、高橋虫麻呂の長歌が収められております。富士山を仰ぎ見て、山部赤人は、「天地の分かれし時ゆ神さびて」と、神のごときに「高く貴き駿河なる富士の高嶺を」と詠っておりますし、また高橋虫麻呂は、冒頭はこの「なまよみの甲斐の国うち寄する駿河の国とちごちの国のみ中に（正しくは、「み中ゆ」）出で立てる富士の高嶺は」とこう言ひまして、この国の「鎮めともいます神かも」日の本の大和の国の宝ともなれる山かもというふうに詠っているわけですね。神さまであり、この国の国土の鎮めであり、さらにまた、宝物であるというふうに詠っている素晴らしい長歌でございます。われわれはよく山部赤人の「田子の浦ゆうち出でてみれば真白にそ富士の高嶺に雪はふりける」という、この短歌の方を中心に覚えがちですが、この際ですね、富士山を初めて、日本で初めて歌い込んだこの名歌、長歌ですね、これに曲をつけていただくということでございます。作品の募集は7月14日から9月15日まで。プロアマを問いません。外国人でももちろん、誰でも応募可能です。応募要領はチラシの裏面のとおりでございます。なお、審査は、作曲家の三枝成彰先生に委員長をお務めいただきまして、10月中に審査を行い、11月に結果を発表し、12月中に披露するということを考えております。作曲コンクールにより、東アジア文化都市のレガシーとして、君が代に並ぶような、霊峰富士山を称え誰にでも歌いやすく、品格のある作品を未来に残せることを期待しているところでございます。また、応募の質を高めるために、賞金は伊豆文

学賞と同額の大賞、1点100万円と設定したところであります。

3番目の発表項目でございますけれども、私の御殿場に関わる不適切な発言が2年前にございました。それを巡る給与等の返上に関しまして、一部マスコミにおいて報道がございました。現状を御説明申し上げます。まず、2年前の令和3年11月24日、県議会におきまして、私に対する辞職勧告決議が可決されました。以来、この件につきましては、大変重く受け止めてまいりました。それ以降常に、辞職勧告が突きつけられた身であるということを肝に銘じておりまして、県政運営に取り組んでまいりました。当時、私の給与と期末手当を返上するための条例案を、提案をしようとして調整しましたけれども、結果として提案が叶わず、現在に至っております。こうした中、先般の本議会が終わりまして、常任委員会、その中の総務委員会におきまして、改めて議論になったというふうに報告を受けております。また、報道もそういうふうに報道されており、それを知った次第でございます。こうした経緯も踏まえまして、許されるならばということでございますけれども、明日、県議会の6月議会の最終日でございますので、その機会が与えられれば、私の考えをお伝えしたいというふうに思っております。以上です。

(幹事社)

幹事社の静岡新聞です。幹事社から1点だけ。

(知事)

はい。

(幹事社)

知事は、2022年の1月の定例、記者定例会見の中で、返上してないことについて問われて、明確に発言をされなかったと認識しております。現時点で、その返上の条例案について、出すつもりがあるのか、それともその時点ではもう出すつもりがなかったということなのか、当時の心境と今の考えを教えてください。

(知事)

当時の心境というのは、今、思い出しても明瞭です。辞職勧告決議ってのは大変厳しいものでございまして、そしてその時に、私はこの12月議会におきまして、議会で発言を求めまして、その時に、公的に、自分がどういうふうにするかということをお知らせしました。これは3ページにわたる長いものですが、一部だけ見ますと、読みますと、私の辞職勧告決議は、極めて重く真摯に受け止めております、というのを冒頭に申し上げまして、私は公人であると。しかし、2年

前は知事選、それからそれに伴う参議院補選、さらに衆議院の解散があって、衆議院選挙と。私それ全部に関与したわけですね。そうしたことがありまして、政務に関与したということ、これに反省を深くいたしまして、公人たる知事は公務ではもとより、そうでない場合でも、常にどこでも公人であるという強い自覚を持っておりますと。ここにこれより知事、私の心得るべきことといたしまして、いかなるときも公人である、常時公人、得意において淡然たること、得意淡然、失意において泰然たること、失意泰然、危機において決然たること、危機決然、いま、ここが、道場であること、常在道場と、これを知事心得五箇条となして、これを実行する決意を固めておりますと。この決意のもとに、県民全てのために、公人、知事としての職責を果たしてまいりたいと、これはもう全てであります、しかしながら、私は御殿場に対して、大変強い愛着をずっと最初から持ってきました。しかしながら不適切発言があって、大変迷惑かけたという気持ちがございしますので、何とかそれを償いたいという思いは今も一貫してございます。御殿場だけでなく御殿場を中心にした東部ですね。そこに注力したいということで、この4期はですね、特にそういう観点でやってまいりました。知事の俸給というのは、皆さん御承知のとおりですね、自分で決められません。で、例えば、その分を出せばいいじゃないかという、それはですね、寄付行為になりまして、禁じられてるわけですね。ですから、知事の報酬を返上するといった場合はですね、御案内のとおりですけれども、条例として提出して、議会で御承認を賜らないといけないわけです。で、議会在ですね、例えば昨年どうだったかとおっしゃいましたけれども、2月議会というのは、一緒に仕事をしてきたアドバイザーお2人がですね、退職に追い込まれるという、非常に厳しい議会でした。いわゆる2月議会ですね。それでお2人の人は辞職なされました。それから4月からは参議院選挙がありましたよね。だから、戦いの夏だったわけですね。総理がああいう悲劇に倒れたということもございました。それから残りは、今年の春の統一選に向けてですね、議員の皆様方も非常に緊張した、そういう状況であったわけです。ですから、2月議会は、その直前ということで、今回の6月議会でも、この議論が出てこなかったのです、私はこれはもう出せない。出してもですね、通らなければ何のためかってことになりますから、したがって、そういうふうに思っていました。できない。しかし、総務委員会でこういう意見が出ましたのでね、今、私自身が直接聞いたわけでもありませんし、議会でそれを問われたわけでもありませんでしたので、ですから、今、幹部の方たちにですね、情報を集めていただいて、明日、ありがたいことに、最終日なので、これは議会のお許しがなければならぬんですけれども、そこにおいてですね、許されるならば、発言をさせていただきたいということでございます。

(幹事社)

幹事社の静岡新聞です。一応確認なんですが、首尾一貫して、返上をしたいという気持ちはずっとお持ちになられたということによろしいですか。

(知事)

そういうことですが、できないものをしていと言ってもですね、それは格好つけてるだけになりかねませんので、ですから、できないものと諦めて、いかにして、御殿場を中心にした東部の発展に寄与できるかと。これは一貫して変わらなせんで、結局返上したい気持ちと同じ気持ちですね。しかしながら、返上を求めて、解任決議、すなわち不信任決議をしようと動いたのではないと。返上を求めて、辞職勧告決議をしたのではないというふうに厳しく言われておりましたのでですね、本当にこれは厳しいという感触はずっと持って、今日に来たということですね。

(幹事社)

あともう1点すみません、今、その1年半余り過ぎた、半分以上が過ぎてないタイミングですかね、再びこういう話題になったことについて、御自身の受け止めというか、どのようなお気持ちでいらっしゃるか教えてください。

(知事)

こういうことが話ができるようになったというのは良かったんじゃないでしょうか。もう頭から受け付けないというのと違いますからね。ですから、ただですね、これはともかく、明日の議会がございますので、皆さん、職員みんな常任委員会等々に出ておりますものですから、その意見をしっかり踏まえまして、それでできれば、発言の機会を得たいというふうに思っております。

(幹事社)

幹事社からは以上です。知事の冒頭発言について、発表事項について質問のある社をお願いします。

(記者)

静岡放送です。給与等の返上の件で、発言の機会を得たいということだったんですが、午前中の議会運営委員会では、議長から許可するという発言もありましたので、知事が発言の機会を得たという状況で、どんな発言をしたいのか教えてくださいいただけますか。

(知事)

それは、今、初めて聞きました。今日、それが決定されるということは、午前中聞いておりましたけれども、議会で発言できるということであればですね、これから考えをまとめます。

(記者)

返上に向けた。

(知事)

これは議会で申し上げるべきことだと思います。

(記者)

あと、この給与等の返上の問題を巡っては、県民の方からも苦情などが来ているという現状もありますが、そういったことについての受け止めは。

(知事)

誠に本当に申し訳なかったと思いますね。もう、そもそも、14年間、この不適切発言を除いて、御殿場は毎年行ってですね、親交深めてきた、そういう地域でございますので、そこで厳しい感情をですね、抱かれたっていうのは、もう残念極まりないというふうに思っております、4期はですね、東部、なかんづく御殿場ですね、そのために注力しようという気持ちをずっと持っております。給与は、残念ながら自分で自由にできる筋のものではありませんので、中には寄付したらどうかというふうに言われますが、これは辞めれば寄付ができますね。しかしながら、現職である場合は、給与をいじるということは、これは議員の皆様方の御承認を得なければなりません。そのため、今、条例を出さなくちゃいけません。条例を出して、通る状況かどうかというのは、なかなか判断が難しいところではございました。当初は、到底受け付けていただけないような厳しい状況でございまして、それゆえ、私は、辞職勧告決議を、ともかく真摯に重く受け止め、その間、辞職を、いわば十字架みたいに私は背負ってるということで、もし、例えば政務をすとか、つまり選挙の応援に行くとかですね、あるいは不適切な発言が、またした場合はですね、これはもう、それが理由で辞職勧告になってるわけですから、常にそれを覚悟してですね、ですから、これこそ、これこそですね、辞職を勧告された身でありますので、明日にも進退を決する覚悟はできておりますというふうに、議会で申し上げております。ですから、それはですね、そのとおりです。ですから、議会を尊重すると。そして、その、今、議会で新しい動きが出てきているということなので、まだ、もう1日ございますので、明日とい

うことでございます。

(記者)

最後に1点だけ確認なんですが、知事が県議会に求めるというのは、この後、知事がボーナス・給与の返上に向けた条例の改正案を出した場合に通してほしいというのを求めるということでしょうか。

(知事)

今はそれも含めてですね、何が言えるのか。今日のこの委員会、これまでの委員会について、しっかり皆さんに教えていただいて、そのうえで、明日の最終日に備えたいと。ともあれ、発言が許されたという情報はありがたいことだと思っておりますし、御殿場の皆様方にですね、もう一度何か、恩返しができる機会が与えられるならですね、大変嬉しいことです。

(記者)

ありがとうございます。

(知事)

はい。

(幹事社)

各社さんいかがですか。

(記者)

すいません、テレビ静岡です。知事先ほどから、県議会で、出しても通らなければ、意味がないみたいな形の趣旨で出さなかったということもおっしゃっていますけれども、県議会で可決されるか否決されるかってのは別として、知事の姿勢としてですね、条例案を出すっていうのは、知事としてできるわけで、それをこの1年半以上の間ですね、出してこなかったということ、これに対して十分な説明、その理由を、県民にしてこなかったと思うんですけども、その辺はどのように考えてますでしょうか。

(知事)

県議会をしっかり追っていただけていればですね、どういう状況であったのかというのは、御案内のとおりです。ですから、知事に関わるものとして、解職を求めると。辞職を求めると。それからいわゆる報酬の返上、条例の承認ですね。

ですから、1番厳しい状況だったわけですね。解任を求めると。それは残念ながらですね、通らなかった。若干の人数が足りないということで辞職勧告決議になったわけです。ですから、それが12月で、11月12月で、そして年が明けて、先ほど申しましたような厳しい2月議会がございまして、そして選挙に突入ということですから、こういう状況はですね、一般論ではなくて、具体的に、選挙というのは、私自身は選挙で失言をしたわけですから、ですから、皆さんこの生き死にかけて戦われるわけですからね。そういう状況の年で、この春に一段落して、5月議会、6月議会になって、この常任委員会で初めて出てきたということで、空気が変わったなという印象を持っております。

(記者)

すいません、今、2月議会ではアドバイザー2人が解職に追い込まれ、4月以降は、選挙の話だったんですけども、それはちょっとある意味、言い訳的なところにも聞こえるんですけども、別に条例案を出すことは出して、その知事の姿勢として、県民は多分、出していない理由っていうのも、多くの方がわかってないと思うんですけども、出さないのはそういう厳しい状況であったというのはあくまでその知事サイドの内部の話でですね、一度その知事自身が表明したにもかかわらず、この件について、出さないなら選挙がある中で厳しい状況だからちょっと出せませんっていうのを県民とかに言う必要があるのではないのでしょうか。

(知事)

今、申し上げてるわけですね。自分で勝手にいじれないので、条例は通してもらうために出さないといけません。したがって根回しとかですね、様々な動きをなくちゃいけません。そうしたことが許される状況かどうかっていうのはですね、それなりに考えながら動いてきたと。基本的にできないものだというように思っていました。それが本当に正直なところですよ。できないと思っておりました。

(記者)

できないと、通してもらえないと思うから、条例案は出さないという、その考えということですか。

(知事)

ともあれ、議会を重んじるという姿勢です。

(記者)

ごめんなさい、もう1回聞くんですけど、通してもらえない条例案は、この件に関して、そういうのは知事としては出したくない、出さないという考えだったということですか。

(知事)

この条例は、議員の皆様方の議論をしていただくのですね、やはり県民のためになる条例を出さなくちゃいかんと。自分の気持ちだけのためってわけにはいかない面があります。

(記者)

それは県民に、この1年半の間、そういうことです、そういうような状態になってたってことは理解してもらえますでしょうか。

(知事)

県の皆様もですね、この件について、じゃあその分をそのまま寄付すればいいじゃないかというふうに思いがちですね。君、約束したじゃないか、どうして出さないんだと。出せばこれはですね、寄付行為として禁じられることをすることになりますとので、できないんですね。ですから、これ繰り返になりますけれども、自分の給料ながら、自分で自由にできないというのが、こういう特別職にあるものの立場であるってことは御理解願いたいと思います。

(記者)

共同通信と申します。今の質問とちょっと被るんですけども、条例案を出さないということを決めたということであれば、やはり、その時点でどのように発言に対する責任を取るのかというのを、知事の方で説明される義務があったのではないかというふうに思うんですが、そこはどのようにお考えでしょうか。

(知事)

出せる状況になかったという判断をしてたということでございまして、ともあれ明日、そこで説明するのが私としては筋だと。議会を尊重するかたちで、今日まで来ましたので、先ほど申しましたとおりであります。付け加えることは特にありません。

(記者)

先日、給与返上していないという報道が出た際に、知事の方は、発言に対するけ

じめは、職責を果たすことだというふうに思い立ったというふうに発言されたと思うんですけど、それは一度は返上しないことを決めたということではなかったんでしょうか。

(知事)

決める、というのは1人で決められませんから、相手があることですからね。ですから議会で、この辞職勧告を受けた後に、発言を求めて、これからは常時公人、常在道場で、一切、公人として、常にですね、行動するというのを言いましたので、それが1つの私の行動の原則として、今日まで来たということです。それ以外に方法がなかったということです。

(記者)

中日新聞です。よろしくお願いします。先ほどからですね、議会に通るかどうかわからなかったというようなことをおっしゃって、御説明されておりますが、そのために十分なことをしたのかという疑問がありまして、当時の自民の幹部に確認したところ、相談らしきものはあったが、具体的な提案はなかったという状況だったそうなんですけど、私も当時取材していて、そのように私も感じているんですけど、十分な折衝というのは行われたんでしょうか

(知事)

僕の知る限り、僕の方から動いてはいませんね。私はもう、議員の皆様から議場で厳しく弾劾されましたので、それを受け止めて、常時、公人でまいりますと。辞職勧告を背負って、毎日仕事をいたしますと、こう言いましたので、この通りやって、これまで1年半やってきました。

(記者)

お1人で決められないということですので、県の経営管理部だと思うんですけど、そこは議会側と折衝してっていうことが必要になってくると思うんですけど、どうも十分にそれがされたようには見れなくてですね、その時も、こういうことを出したらどうでしょうという話はあったそうなんですけど、県議側に。それはその返事を求めてるわけではない、ということは確かに言ったそうなんですけど、それに続いて、条例出されれば検討せざるを得ないとも言っているそうで、そしてたら知事部局としては、それを出す、姿勢としては出すべきだったんじゃないか、と私は思うのですが、その辺はいかがでしょう。

(知事)

そうですね。今、初めて聞きましたそういう動きがあったということは、はい。

(記者)

知事から職員に、おそらく指示をして、議会对策のところをやってると思うんですけど、そういった報告が上がってこなかったってということなんでしょうか。

(知事)

議会で議員の皆様方とお目にかかる機会がありますね。2月議会が、12月議会の後、2月議会、これは長いですね。それから5月議会というのがあります。それから、6月議会、9月議会、12月議会、そして、今年の2月議会と。そうしたところでですね、議員の皆様方の代表質問なり、一般質問なりですね、この件に触れ御発言はなかったと思っております。ですから、そういう公式の場で問われればですね、それなりのこちらの動きをですね、皆さん御存知ですから、拒まれたということ。誘導していただければ、できたかもしれませんが、本当にこの今回の議会でも、そういう気配もなかったように私は覚えておりました、突然このようにですね、元々そういうのがあったのかもしれませんが、総務委員会出ましたよということで、それならばそれを、しっかり情報を聞いてですね、いろんな人の意見を聞いて、今回、空気が良い形に変わってきたかなという印象を持っております。

(記者)

NHKです。すみません、確認なんですけれども、明日の議会での知事のお考えの表明についてなんですけれども、返上も視野に入れて、これから考える、明日に向けて考えるという理解でよろしいでしょうか。

(知事)

いいえ。これはですね、最終的には、しっかり意見を聞いて、そういう方向を探れるなら、探りたいって気持ちはありますけども、常任委員会の御報告もありますから、そうしたものを踏まえなければならないし、ですから、ともかく私の考えは、明日の県議会の場で、せつかく機会を与えられておりますので、言ってみれば、これについては、2年前の11月の臨時議会、12月の議会以来のことですので、議会に出てきた問題ですので、議会でお答えするというのが筋だということで、この場ではですね、これ以上の発言はお赦しいただきたいと思っております。

(記者)

わかりました。あと今月の3日に、条例に基づいて公開されたあの知事の去年の

給与所得の関係なんですけれども、報道に先立って私達が問い合わせた際に知事、秘書課を通じて、熟慮した結果、発言のけじめは職責を果たすことだと、返上をしない考えを回答されたんですけれども、この熟慮というのは具体的に、いつどのようにされて執行部側とどのようなお話をされたのか教えてください。

(知事)

どこの側とですか。

(記者)

執行部と、どのようにお話を、知事がされたのか教えてください。

(知事)

これはですね、もう熟慮はですね、その2年前の、11月12月にしております。熟慮の帰結が、議会で申し上げました、辞職勧告を背負って仕事をすると。そして、条例案は厳しいと。ですから、その時点でですね、気持ちは、言うのはともかくも、できることは、それしかないと思ってました。

(記者)

できることをするしかないと思っているのであれば、昨年、年明け後も、熟慮するべきだと思うんですけれども、そのあたりはされなかったんでしょうか。

(知事)

この熟慮というのはですね、何を指しているかという、この常時公人、常在道場で、常にですね、公人として振る舞うと、それを申し上げてるわけです。熟慮の中身というのは。ですから、この1年間半ですね、一昨年の12月から、もしそれと悖ることをしていたならばですね、当然、議会の方で、御質問なり、御批判があると思いますが、そうした流れがありましたので、自分で決めた行動規範を、知事五箇条をですね、守って、今日までやってきた。つまり、常にそれについて熟慮しながら仕事をしているということです。

(記者)

そういう意味では、今回の各社の報道で指摘がなければ、今後も返上は難しいというふうに思っていらっしゃったんでしょうか。

(知事)

これは議会マターでございますので、ですから、総務委員会で出ましたので、そ

の御意見を踏まえて、議会でお返事すると。それが明日、先ほど、正式に発表をする機会を与えられたとの、今、情報に接しましたので、そこでお答えするというのが筋だと思っております。

(記者)

あの先ほど質問もありましたけれども、今回、県に苦情もかなりきている状況でして、あの改正案を出すにしても、出さないにしても、一応、御自身で去年表明されたことですので、それをこのまま放置されている状態であるっていうのは、あの政治家としての信頼を失うような気もするんですけれども、そのあたりはどうお考えでしょうか。

(知事)

放置をするというのは違います。御殿場に迷惑をかけたので、御殿場に対しては特段にですね、何か力になれるようにするというふうにして、この問題に真摯に向き合おうとしてまいりました。

(記者)

議会の承認も必要なのはわかるんですけれども、知事として、難しい、議会に承認を得るのが難しいということで、現状放置している状況にも見えると思うんですけれども、そこは放置しているというわけではないっていう考え方。

(知事)

結果的にそういうふうになったということですね。

(記者)

わかりました。ありがとうございました。

(知事)

はい。

(記者)

静岡第一テレビと申します。改めてなんですけれども、今回、この問題が出てこなかったら、委員会でこういう話が出てこなかったら、知事自らは、動き、働きかけをしなかったというようなことなんですか。

(知事)

やめればですね、できることはあるんですね。だけど、現職である以上、俸給について、約束したことを守れと言ってもですね、公的な場で承認が得られなければ、できないわけです。そういう状況が出てきたかな、というふうに、今、感じているところです。

(記者)

知事自らは動き出すことができなかったっていう認識なんですか。

(知事)

難しかったですね。

(記者)

それは知事退職されてからであれば、給与を返すとか、寄付するっていう行為ができる可能性もあると思うんですが、そのあたりはどうお考えですか。

(知事)

もちろんできますよ、それは。いや、ですからそれはそうしないとできない行為であったということですね。しかし、私はですね、10月の選挙の前、3か月前にですね、知事選を戦ってるわけですね。そして、県民の支持を受けて、この仕事を預かっておりますので、したがって、この仕事を全うするということですね、辞職はしませんと。辞職勧告を受けましたけれども、辞職はいたしませんと。その代わり、常時公人、この原則を破った場合はですね、辞職の覚悟を、常に背負って生きるということを申し上げたわけです。

(記者)

ありがとうございます。

(記者)

すみません、毎日新聞といます。何回も、何回も、同じような質問をして申し訳ないんですけども、一部報道でですね、明日の議会閉会日に、給与とボーナスについて、知事が返上する方針を表明するとかですね、9月の議会ですね、返上のための条例案を提出する方針だというような報道が出てますが、それについては、だから、そういうことを明日の議会で言うかどうかということについて、今の段階で発言というか、明言いただくことは、ちょっと難しいという。

(知事)

記者さんありがとうございます。できないんですね、今。議会で言うべきことだと思います。はい、ありがとうございます。

(幹事社)

すみません、この件で、最後1点だけ、そもそも、けじめのつけ方として、給与の返上っていう条例案を出すこと自体が無謀だ、という指摘もいろいろあるんですが、その他のけじめつけ方が、そもそもその給与の返上というのを、一番最初に発言してしまったっていうことに対する反省とかがあっていうのはないんでしょうか。

(知事)

気持ちは強かったですね。何とか自分の気持ちとして、形になることをしたいという。ですから、表明したわけです。だけど、それでけじめがつけられると思っているというのは間違いですというふうに言われたわけですから、けじめにならないって言われたわけですね。自分のけじめのつけ方を、けじめではないというふうに言われる意見が多数であればですね、じゃあどういうけじめかという、退職勧告というけじめなわけですね。給与の返上でけじめがつけられるものではないと。辞職しなさいと。残念ながら君を解職に追い込むことができなかったから。しかし、自らの意思では、少なくとも辞職ができる。退職勧告ですから。そういう立場にいるわけですから私は。こういうけじめのつけ方を議会はなさって、今日まで来ていると。私はこれを重く受け止めて、今まで1年間半仕事をしてきました。

(幹事社)

すみません、発表事項に関する質問は以上にしまして、次の幹事社質問に行かせてもらいます。7月10日に静岡県側の富士山登山ルートが規制解除されまして、本県側でも開山をされました。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う渡航制限が緩和されて、外国人を含めた登山者がコロナ前の水準まで増加することが予想されています。山小屋の感染症対策で受け入れ数が減少し、宿泊場所や休憩場所が登山者数に見合わないまま、再び登山者が増加することで、弾丸登山が急増して、事故や体調不良などが多数発生するという懸念も指摘されています。本県としては、どのような対策を講じるか、今後、抜本的な入山制限を検討するお考えはあるんでしょうか。また、富士山世界遺産10周年の節目の登山シーズンを迎えて、どのような登山行動を登山者に望むのか、知事のお考えをお聞かせください。

(知事)

はい、どうもありがとうございました。昨日から開山されたということですね、時期に適した御質問だと存じます。昨日の開山日の登山者状況につきましては、机上に資料を配布しておりますので御覧ください。本県3つの登山口がございますが、その五合目におきまして、県が実測した登山者数は872名と。コロナ前の令和元年は1,292人でしたので、約420人少ないわけですね。だから3分の2くらいということで、われわれとしては落ち着いた出足となったと見ております。しかし、今後どういうふうに推移していくのか、登山者の推移を注視してまいります。御質問の、夜通しで一気に山頂を目指す弾丸登山は、これはですね、高山病あるいは低体温症の、健康上の危険がございまして。それに加え、言うまでもなく夜登るので足元が暗い、転倒とか滑落、あるいは落石事故のリスクが高いので極めて危険です。ですから、今後登山を計画する方は、弾丸登山はぜひやめていただきたいということでございまして。静岡県と山梨県は環境省とも連携いたしまして、日本語版、英語版で「ストップ弾丸登山」と掲げたチラシを作成いたしました。これを旅行業者やスポーツ用品店などに配布いたしました。その他、開山期間中は五合目に向かうシャトルバスやタクシー内への掲示をお願いしているところです。登山をされる皆さんの登山行動はですね、3つございまして。ゆっくり登ること、深呼吸を怠らないこと、それから水分補給を怠らないこと。これが富士山登山の三原則でございまして、富士登頂をなさいます今上陸下もこれを三原則と言われておりました。こうしたゆっくり登る、水分補給、深呼吸、この基本的な三原則に留意して、ゆとりを持った登山計画を立てていただき、体力に不安があるときは、無理に登山を行わないようにしてください。特に、初心者、または、外国人の登山者の方は、富士山特有の気象条件に関する知識であるとか、必要な装備について、わかりやすく解説した啓発動画を、今年度新たに制作しております。皆様にはぜひとも安全で快適な富士山の登山を心がけていただきたいと思います。入山制限についての御質問でございまして、富士山の普遍的価値の継承の観点から、今後、検討していくべきものだと考えております。で、これは本県の3つの登山道の、それぞれの実状、また、関係者の御意向も踏まえて、慎重に議論をしないといけないと思っております。現在、富士山世界文化遺産学術委員会におきまして、来訪者管理戦略の見直し作業が開始されています。今後、入山規制に関しても、活発に議論をしていただきたいと思いますというふうに考えております。以上であります。

(幹事社)

1点質問させていただきます。入山規制について知事の立場としては、規制をすべきだという方向で議論をして欲しいということなんでしょうか。

(知事)

万民の山なのでですね、先ほど言いましたように、これは議論をしっかりとうえで、誰にも納得できるようにしていただかなきゃならんということでございますので、軽々に言えませんが、やはり3,776mという、今でも、上に行かれますと、手が凍ったりですね、寒いです。天候も急変いたします。ですから、この点についてはですね、それなりの準備とか情報、そして、体力をしっかり持っている方たちが登山するのが望ましい、というふうに思っておりますので、この専門家の方たちの御意見を尊重して、どなたにも納得できるようにしてですね、この規制をする場合には、規制をしていきたいと思っております。

(幹事社)

ありがとうございます。幹事社質問に対して、各社さん質問があれば。

(記者)

静岡新聞社と申します。ちょっと細かいところで恐縮なんですけども、今シーズンの10日の、富士山の登山者の状況で872人ということで、これルート別に見ると、去年と比べると御殿場口が大幅に減少していて、須走口が大幅に増えてるんですけど、この原因はどう分析してらっしゃるのでしょうか。

(知事)

そうですね、だいぶ差があるんですね。私、その中身については、まだ分析結果を受けてはおりませんが、だいぶ違うんですね、富士宮口が非常に多いと。あそこ今、五合目の山小屋がありませんのでね。ですから、この辺のところ、どういう事情なのか、関係者の方たちに聞いて、今後の対策を立てたいというふうに思っております。

(幹事社)

各社さんいかがでしょうか。

では、その他の質問に対して、質問のある社はお願いします。

(記者)

すいません、時事通信です。マイナンバーカードを巡っての、全国でトラブルが相次いでいますけれども、静岡県でも身体障害者手帳について、紐付けが誤ってたっているようなことは判明したわけですが、こういう現状について、どうお考えかということと、国の呼びかけで情報の総点検を秋頃までに行うということ

になってますけれども、県の進捗状況についていかがでしょうか。

(知事)

国と同じ問題意識を持ってですね、チェックしていただいておりますが、この現状どこまでどういうタイムスケジュールでやってるか、補足説明できる方いらっしゃいますか。

(当局)

来てませんね。

(知事)

そうですね。知事戦略局長御存知。

(当局)

詳しくはわかりません。

(知事)

いずれにしてもこれあってはならないことなのでですね、本県でできる限りのチェックは、一つずつやっていくという、そういう姿勢でおります。

(記者)

トラブルが相次いでるっていう状況で、自主返納の動きもあると思います。マイナンバーのカードの自主返納の動きも出てるかと思うんですけれども、この状況についてはどういうふうにお考えでしょうか。

(知事)

それぐらい問題が多いということですね。ですから、政府の方も不退転の決意でなさっておられるようですので、とりあえずこのマイナンバーを普及させるという方向で、どこに問題があったのか、一つずつチェックしてですね、問題がないようにするっていうのが、今われわれができる最善のことではないかと思っています。

(記者)

静岡新聞です。熱海の土石流の関係でいくつか質問させてください。先日7月3日に追悼式がありましたけれども、その後、会場ぶら下がり取材の後に、太田さん、亡くなられた太田和子さんの御遺族、太田朋晃さんから、真実を解明したう

えで安全な地域づくりを進めていただきたいという直言がありまして、知事は「約束します」ということをおっしゃってました。その後、別の遺族の方からも、組織を守らずに住民を守ってほしいという声があったと思います。改めてですけども、行政対応の検証も含めて、今後、県としてどのような対応をしていくのか。また、知事としては、御遺族の方と何を約束したと考えているのか教えてください。

(知事)

まず組織を守るという姿勢は全くありません。行政対応検証委員会、あるいはこの発生原因の検証、これらは真実を明らかにするためにやったものであって、組織防衛などという意識はさらさらないということでございます。ただ、この28名の方たちの命が奪われて、家をなくした方がまだ戻れないと。この9月でようやく警戒区域が解かれて、ようやくその日常生活への一歩が踏み出すってことでございますので、その生活復興支援、これに全力をかけると。これが今、われわれができることではないかと思っております。

(記者)

太田さんは「真実を解明したうえで、安全な地域づくりを進めてほしい」と言われてるんですけども、真実を解明するという部分についてはどうでしょうか。

(知事)

はい。今それをするために、検証委員会や発生原因をやって、そして今、特別委員会からの御提言も踏まえまして、検証委員会で、十分その議論されてなかったことについて、議論したことと、新たに出てきた論点について整理をいたしまして、できる限り正確を期して、9月の議会には、例え中間報告という形ででもすね、何らかの、この特別委員会から言われている、真実の解明が不十分だと言われているところについて、こうなっておりますということは御報告申し上げたいと思っております。

(記者)

その、真実を解明が不十分だという点についてですけども、先日来記者会見でも伺ってますけども、白黒の不鮮明な文書を、公開されてるものをもう一度確認しましたら、かなりの数あるなということがわかって、それをたどっていったところ、その20年前に土石流の起点で土砂崩れが起きていたということがわかったんですけども、これについては、県としては、なぜ今まで説明してこなかったのか、あるいは検証委員会に情報提供してこなかったのか、裁判所にも情報提

供していませんけれども、それはなぜなのか教えてください。

(知事)

20年前の、この崩壊があったという記事は、あなたの記事ですね、それは拝読いたしました。それで聞いたところですね、1967年から2016年まで、航空写真等々で、地形の変化は、その20年前のも含めて確認している。したがってその情報は、この検証すべき委員の皆様方に提供しているということでございました。それから白黒につきましては、この間、検証しないのかと言われてましたので、どうしてそうなったのかももう一度再検証してくださいというふうに申し上げました。今日はですね、その結果を(職員から)言ってくださいますか。よろしく願います。前回答弁した担当者です。

(土地対策課長)

失礼します。土地対策課長の福田でございます。御質問の内容と若干ちょっと離れるのかもしれませんが、「不鮮明加工」ということで記事に何回かされておりました、その原因の方の究明が終わりました。内容としましては、問題となった公文書を管理しております、出先事務所の複写機の保守業者さんに、こちらの方から照会をかけまして、私自ら電話で聞き取りましたところ、一般論としてですが、文書をスキャン、工程の中で何度かPDF化という言葉は今まで言ってると思いますが、そのPDF化の過程の中で「画質設定」を「白黒文字モード」にすると、こういった現象が現れることがあるということでした。実際に私の方で熱海に行きまして、熱海土木のコピー機で、そのコピー機を使いまして、検証の方、行いました。やっぱり、今回のような不鮮明な状態になるということを検証しております。で、この再現結果に基づきまして当時作業を行った職員の方に聞きましたところ、いずれも口を揃えて言うのがですね、非開示部分をとにかく透けないようにするのが目的だったと。他の職員も皆口を揃えて言う台詞でございます。ですので、特にこの画像を加工するという意図は全くございません。あくまで非開示部分をしっかり黒塗りするという目的でやったことでございます。ですので、逆に言いますと、ちょっと反省すべき点としましては、画像に配慮が足りなかったという点があるのかな、というところを反省しております。以上になります。

(記者)

20年前の土砂崩れの話ですけれども、それは検証委員会に説明したというふうに捉えているのでしょうか。

(知事)

はい。1967年から、御指摘のこの20年前の土砂崩れについての情報提供は行っておりません。確かに、おっしゃるとおりです。しかし、1967年から正確には2019年までの間に作成されました、航空写真や地形図から、盛土の履歴が整理できまして、逢初川上流部や隣接地の地形改変の状況は報告していると。したがってこの20年前のものも、そこには含まれているということでございます。

(記者)

それは後でまた確認させてもらいますけども、私確認した限りですと、2003年頃の地形改変の航空写真って抜けてるんですね。そこは確認されました。

(知事)

いいえ。ただですね、報告として受けておりますのは、この、今申しましたように、1967年から2019年までの間に作成された航空写真並びに地形図ですね、その上で、その現地調査、地質調査なども行い、災害発生箇所にもどのように表流水や地下水が流入し、崩落に至ったかを、その原因を分析しているので、検証自体に影響はないものであるというのが、報告内容です。

(記者)

検証自体に影響ないというのは検証委員に確認したうえでのことですか。

(知事)

これは検証委員会にそういう情報提供したという。

(記者)

最近ということですか、情報提供は。

(知事)

そういうことはないでしょう。これは(職員から)お願いします。正確に言ってください。

(砂防課長)

砂防課長の杉本ですよろしく申し上げます。ただいまの質問ですが、検証委員のメンバーに、この新聞記事に載っている写真等につきましては、特に提供はしておりません。今、知事から御説明させていただきましたように、この内容につきましては、最終報告書の第3章のところに、その盛土の履歴等について、地形に

ついでに、この新聞記事で表層崩壊があったエリアってところが、元々谷地形であったってところについて記載されておりまして、委員の先生方も、この地域のこの谷部分については、このような形で急峻な地形であって崩れやすいところで、報告書にも書いてありますように、元々この部分は「湧水の多い溪流であったことが推測される」というようなことをこの報告書の中にも記載されておりますので、委員の先生方には十分そのエリアについての特徴は、認識していただいた中での、認識していただいているというふうにご覧いただいております。

(記者)

人為的な行為によって、無許可開発によって土砂崩れが起きたとみられるんですけども、その説明はされていないんですか。

(砂防課長)

報告書を、今、言った、開発行為に伴う中での表層崩壊があったってところの話は先生方には伝えておりません。

(記者)

今の検証委員会は、発生原因の技術系の検証委員会の方だと思うんですが、行政対応検証委員会の方でも説明してないということで確認させていただきたいんですけどよろしいでしょうか。

(経営管理部総務局参事)

経営管理部総務局参事の清水と申します。行政対応検証委員会の検証対象の範囲につきましては、2006年以降の、あそこの崩落した箇所に盛土がされた当時から、盛土がされ始めた以降の行政対応についての検証をするような形になっておりましたので、2003年の、その今おっしゃられた土砂崩れに関する公文書等については、検証委員会の先生方には提供はされていないという形になります。以上です。

(記者)

これ、初めの質問に戻るんですけども、なぜ説明しなかったんですか、技術系の方ですね。

(砂防課長)

すいません、ここの表層崩壊についての内容につきましては、この行政資料の内

容を見たところ、その時の地表面の表層崩壊、表層が流れているってというような形の認識は事務局で持ってました。持ってましたが、それがその検証に直結するような大規模な要因になるというふうな認識ではなくて、ある部分的な表層崩壊でしたので、その部分についての、特に委員の先生には、「こういう表層崩壊がありました」ってというような報告はさせてもらってなくて、先ほど申しましたように、ここの元々の地形がそういう地形だったよっていうところを先生方に御理解いただいた上での報告書になります。以上です。

(記者)

そもそもその検証作業ってというのは、そののなんていうの、表層崩壊が、崩壊、その無許可開発のものと崩壊っていうのが関係しているかどうかっていうのを検証するってというのがそれが仕事なんじゃないかなと思うんですけども。なんでそれを県で勝手に関係ないって判断したんですか。

(砂防課長)

それはですね、元々この発生原因の検証というのは、もう既にそこで起こった事実、起こっているその地形の状態、それでどうしてこの崩壊が起きたんだっていうところをもとにしておりますので、その地形改変がどういうふうにされている、表層崩壊がどのようにされてるっていう、そののところまでの、さかのぼっての話ではなくて、そこに元々そういう地形的な要因、地質的な要因があるかどうかっていうところから始まっております。ちょっと言い方が、うまく説明できなくてすみません。

(記者)

検証されてないということはわかりました。で、知事に伺いたいのは、この検証されてないことを、今後どうやって検証していくのか教えてください。

(知事)

この事実が明らかになりましたのでね、今、杉本くんが言ったことで僕は尽きてるかなともいう気がしますけれども、しかしその2006年以前にそういうことがあって、地形がそういう表層崩壊をもたらしやすいところであるということは、先生方も御存知であったということでございますので、全然知らなかったわけでもないということでございます。

(記者)

検証されてないということ、今はっきりしましたけれども、検証はしないんです

か、今後。

(知事)

もう一度検証をですね、するに値するってことであれば、しなくちゃならないと思います。

(記者)

それは誰が判断するんですか。

(知事)

そうですね、今、最高責任者杉本君、どう思います。

(杉本課長)

これにつきましては、今いただいている行政資料とかをですね、一度、もう一度事務局のメンバーで確認したうえで、先生方、3名の技術者の先生方がいらっしゃいますので、その先生方にちょっと意見を聞くっていうことも1つの検証のやり方かなと思っておりますので、ちょっと考えさせてください。

(記者)

同じようにその行政対応の方もそうされるべきじゃないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

(経営管理部総務局参事)

行政対応の部分につきましては、特別委員会から再検証が必要だということで御提言を受けて、いただいた論点の中に、今記者がおっしゃられた、あの区域におけるですね、行政対応の部分が論点の中に含まれておりますので、今後のその再検証の中でですね、先ほど記者がおっしゃられた、その土砂崩れが起きたときの資料等ございますので、その資料から明らかになる事実関係等も含めてですね、検証をしていくような形になるのかなというふうに考えております。以上です。

(記者)

検証委員に確認するということですか。

(経営管理部総務局参事)

いやそうではなくて、特別委員会の提言を受けて、これから県の方で内部検証を

してまいりますので、その中でですね、今、おっしゃられた資料から明らかになる事実関係も含めて検証するような形になるのかなというふうに考えています。

(記者)

検証委員確認しないということですか。

(経営管理部総務局参事)

現状で、行政対応検証委員会の検証結果につきましては、すいませんそもそも行政対応検証委員会というのが2006年以降、あそこの場所に盛土がされた以降の行政対応について検証をしていただいて、当時提供されて、委員会に提供された資料を基にですね、検証結果をまとめていただいて、その報告書という形でまとめていただいて。

(記者)

検証委員確認するのかわからないのかお答えください。

(経営管理部総務局参事)

なので、先日の会見でも知事おっしゃられておりますけれども、既に検証結果確定してるような状態ですので、検証委員会の先生に改めて確認するというようなことは、現状考えていないというようなところになろうかと思えます。

(記者)

そもそもその行政対応検証委員会の検証というのはその盛土の崩落についての検証だと思うんですけども、これ土石流の起点部なんですね、20年前の土砂崩れ。これ関係してくるんじゃないかと思うんですけど。そうすると、どういう場で検証するというふうに考えてるんですか。

(経営管理部総務局参事)

なので先ほども申しましたが、県議会の特別委委員会からの提言をいただいて、今後、再検証することになっておりますので、その再検証の中で、今、おっしゃられた事実関係も含めてですね、検証をするような形になると考えています。

(記者)

その再検証に関してなんですけれども、先日、県議会の委員会で再検証の方法を清水さんも京極さんもお話されてたと思うんですけど、ちょっとびっくりしたんですけれどもその論点に関して、その裁判の関係する部分を除外するという

ふうにお話されてました。これは何で除外するんですか。

(経営管理部総務局参事)

すみません、裁判の部分につきましては、裁判の論点となっているものにつきましては、裁判の中でですね、事実関係の究明等がされてまいりますので、その部分については裁判の方に委ねるとい、そういった考えでございます。

(記者)

知事に伺いたいんですけれども、なぜ裁判の部分は、この再検証では扱わないのか。再発防止をとということであれば、裁判で、全て終わるまで10年ぐらい多分かかると思うんですけれども、その間に再発してしまうリスクっていうのはあるわけで、再発防止を目的とすれば、再検証で当然取り扱うべきだと思うんですけれども。

(知事)

事実関係は裁判の毎にですね、明らかになりますので、それをベースにしなければ判決も出ませんから、それは委ねていいと私は思います。

(記者)

裁判は裁判でやればいいと思うんですけれども、再検証は再検証でやればいいんじゃないですか。その再検証の部分で取り扱わないという理由がよくわかんないんですけれど。

(知事)

とりあえずですね、特別委員会から出てきたものを、県で検証するという方針です。そして、先ほどの御質問の20年前の表層崩壊ですか、これについてはですね、今、答えましたとおり、発生原因の先生に意見を聞くということを約束します。

(記者)

あの質問は裁判、裁判で関係する部分をなぜ再検証から除外してしまうのかということなんですが。

(知事)

裁判でそれが再検証がなされるからという理由です。

(記者)

裁判、裁判は裁判の役割がありますよね責任追及という。再検証は再検証で再発防止という役割、目的がありますよね。なぜ、そこで再検証でやらないんですか、早めにやらないんですか。

(知事)

両方やってもいいのかもしれませんが、私どもは、

(記者)

両方やってもいいんじゃないんですか。

(知事)

とりあえず方針といたしまして、裁判で事実関係は明らかになるものというふうに期待しております。

(記者)

その裁判で、裁判でやる部分を再検証で取り扱くと、県にとって不利な状況になるからという、そういうことなんですか。

(知事)

とんでもありません。

(記者あ)

じゃあればいいんじゃないですか。何でやらないんですか。

(知事)

専門家がそれぞれ、被告、原告側についておりますので、専門家の知見はですね、大事にしたいと思っておりますが、やらないということではなくて、その事実関係を明らかにすることについてはできる限りの協力をするというつもりでおります。

(記者)

例えば知事、力を入れているリニア問題に関しても、JR東海は裁判で訴えられてますよね、流域住民から。それで県の専門部会や国交省の委員会、第三者委員会出てこないとか、情報提供しないっていうことはないじゃないですか。なんで県は裁判だからという理由で再検証扱わないんですか。

(知事)

これは人が亡くなられてるのですね。事実検証ってのは非常に徹底的にやらなくちゃいけないと、徹底的になされるものだと期待しております。したがって、両者が補完的にそれぞれの事実検証をすればいいと。われわれの方はそれぞれ行政対応と、発生原因について、専門家の御意見を賜りまして、なお足りないところにつきまして、特別委員会から御指摘を受けておりますので、この点を重点的にやるという方針を議会に約束しましたので、その方針でまいります。

(記者)

県議会の提言にも裁判は対象外でいいというふうな書き方はされてないと思うんですけれども。

(知事)

その点については承知しておりますが、対象外にするなというふうにも書いてないのではないかと思います。

(記者)

そこは県の判断で除外するという事なんですか。

(知事)

そうですね、今のところそれは論点にはなっておりません。

(記者)

それは、だから先ほど冒頭でお聞きしたように、被災者遺族の方に、真実をわかったうえで、地域の復興をしてほしい、あるいは組織を守るんじゃなくて住民を守ってほしいという約束に逆行するんじゃないですか。

(知事)

そうは思いませんね。亡くなられた方々の供養のためにもですね、残された人たち、再建のために全力を尽くすというのが今の行政の最高の使命だと私は思っております。

(記者)

あとすいません、先ほどの行政文書の問題にちょっと戻らせてもらうんですけれども、その白黒で判読できなくなっている文書の量ですね、これどのぐらいで

すかっていうのを調べてくださいというのを確認してくださいというのを以前から言っていたと思うんですけどもその辺はどうでしょうか。

(土地対策課長)

ちょっと作業の方が遅れておりまして、申し訳ございませんでした。記者はおそらくもう御存知と思いますが、全てカラー化の作業が昨日の段階で終わりました。ですので、今からその残ったところ、区域で言うと第6区域というところなんですけど、その枚数は私の方でカウントいたしますので、ですので近いうちに全ての枚数が出ると思います。ですので若干ちょっとお時間をください。

(記者)

あともう1点すいません、先ほどのですね20年前の土砂崩れの関係で1点ちょっと聞き忘れたのであれなんですけども、裁判所にもこれ提出されてないんですけれども、法務課長が先日の委員会で、何で提出しないのかっていうところ聞かれたときに、裁判所から求められてる盛土工事等の経緯がわかる文書資料という要求内容と、関係ないということで判断したというふうにおっしゃってたんですけれども、その関係ないと判断した根拠っていうのは何なのか教えていただけますか。

(知事)

逢初川の盛土に関する公文書を求める、裁判所からはですね、文書の送付嘱託というのがありますれば、それには即お答えするという事になっておりまして、そういうふうにしております。訴訟の、仮に争点が、今、おっしゃってるような源頭部周辺域にも拡大しこのエリアを対象とする、新たな、仮に、文書送付嘱託がありました場合には、求めのあった公文書は全て出すという。

それから先ほどちょっと私間違ったこと言いましたが、それをちょっと訂正させていただきますが、その除外するその裁判になってるものについて除外すると、実はですね、この論点は検証委員会で検証済みのものであるということがございまして、それを除外したというように報告を受けておりました。失礼しました。

(記者)

その検証済みのものは除外していいという、県議会の判断があったってことですか。

(知事)

いえいえ、そうではなくて私どもは、県議会の御判断は特別委員会から出ているものについての議論は、承知しておりますので、それを整理して、この3か月ぐらゐの間にですね、まとめて県議会で報告するという、そういう段取りになってます。

(記者)

すいませんそれで、先ほどの質問に戻らせてもらいたいんですけど、20年前のその土砂崩れの文書に関しては、関係ないと判断した理由根拠を教えてくださいませんか。

(知事)

2006年以降のものについて調べるとのことと、2019年。

(記者)

その検証委員会とは別で、裁判所になぜ提出しなかったという。

(知事)

これはいわゆるこの公文書の請求っていうんですか、この嘱託がですね、なかったからということでございます。

(記者)

盛土工事等の経緯に関わるということなので、含まれてると。土石流起点部の話なので。

(知事)

これはもちろん、もしこの公文書の送付の嘱託がございましたら直ちに。

(記者)

いや、その送付嘱託というのは既にあったんですね。なぜそこで提出しなかったのかということをお聞きしてるんですが。

(知事)

提出を拒んでるはずがないと思うんですが、(職員) どうですか。

(法務課長)

法務課長森でございます。裁判の手続きというのは、民事訴訟法という法律で定

められた手続きにおいて行われております。裁判の手続きというのは、訴訟当事者、原告の弁護士さんがどのような主張をして、それをどういうふうに証明するかを自ら、弁護士さん決定して、必要な証拠を集めるという制度になっております。このような制度でやっておりますので、訴訟当事者が自ら立証に必要と考える文書を提出するのが、文書送付嘱託でございますので、訴訟当事者が求めてない文書まで提出することは、訴訟の手続き上、想定、規定されておられませんので、提出はしてありません。

(記者)

ちょっと質問とかみ合っていないんですけれども、なぜ、県がその関係ないと判断したのか。先ほど確認しましたけれども、技術検証委員会でも行政対応の検証委員会でも検証されてないんですね。

(法務課長)

ですからそれは訴訟当事者がそういうふうに判断されているので。

(記者)

当事者というのは県が判断している。

(法務課長)

原告ですね。

(記者)

原告からそれでいいという発言があったんですか。

(法務課長)

はい、聞いております。そのように。

(記者)

わかりました。

(幹事社)

その他ございますでしょうか。以上で終わります。ありがとうございました。